

市民活動の推進に関する取組について

- 1 市民活動推進基金（市民活動げんき基金）について
- 2 市民活動推進補助制度について
- 3 茅ヶ崎市民活動サポートセンターについて
- 4 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度について

1 市民活動推進基金(市民活動げんき基金)について

げんき基金のしくみ

“今の活動をもっともっとたくさんの人に拡げたい！”
“みんなのための活動を新しく始めたい！”
という団体の想いを **みんなで応援**する仕組みです。

令和3年10月からマッチング・ギフトを一時休止します。

① あなたが100円 寄附すると…



② 市も同額の100円を積み立てます。
(マッチング・ギフト)



③ 基金は補助金と
なって補助され…



⑤ 市民ニーズにあった
サービスの提供を通じて
更なる理解が
多くの寄附につながります。

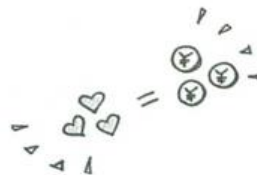


④ 市民活動団体が
げんき になります。

積立のスタートは1500万円。
毎年、様々な事業に補助を行っています。
仮に、寄附が全くなかった場合、
いずれ基金はなくなってしまいます。



市民活動への理解 = 寄附



たくさんの寄附が集まれば、
それだけたくさんの助成ができ、
市民活動がもっと **げんき** になります。

基金の状況

- 当初積立額：
15,000,000円
(平成16年時点)
- 基金残高：
9,717,514円
(令和2年度末現在)
- 令和3年10月からマッチング・ギフトを一時休止

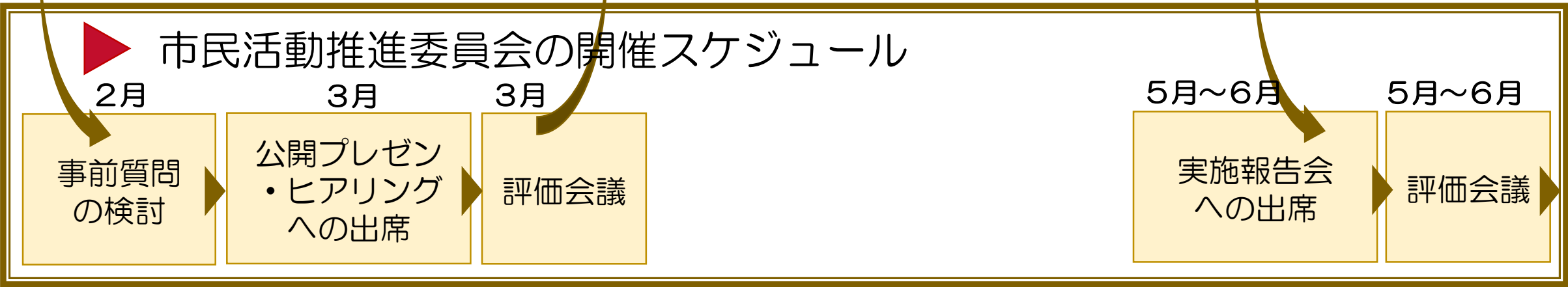
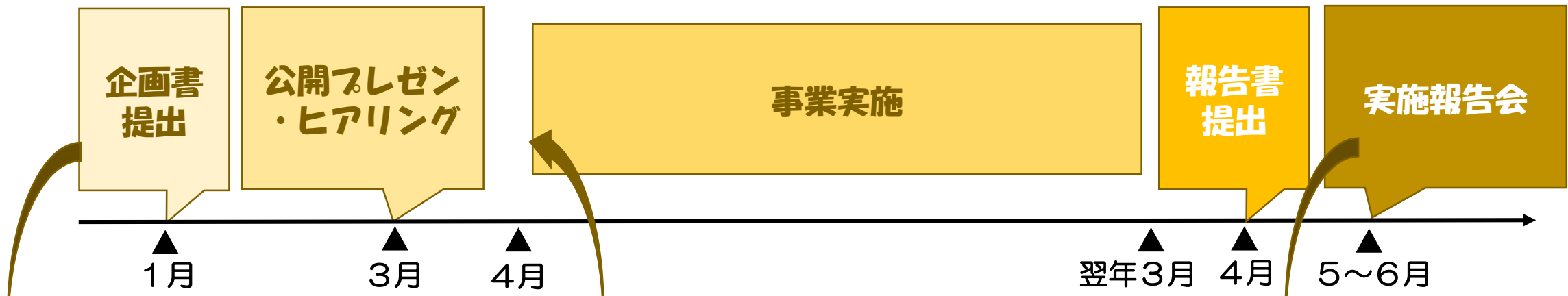
2 市民活動推進補助制度について

▶ 市民活動推進基金を原資とする制度

	スタート支援	ステップアップ支援
対象団体	本制度による補助を受けたことがない団体	スタート支援を受けたことがある団体、または設立後2年以上の団体
対象事業	茅ヶ崎市民が受益者となりうる公益的な事業	
1事業あたりの補助限度額	事業に要する経費の 90% または 10万円 のいずれか低いほう	事業に要する経費の 80% または 60万円 のいずれか低いほう
補助回数	同一団体 1回限り	同一団体につき 3回まで
予算額	令和3年度 300万円	

2 市民活動推進補助制度について

申請～実施報告までのスケジュール



2 市民活動推進補助制度について(今後の予定)

時期	作業内容
9月中旬	募集要項について協議（第5回委員会）
11月上旬	募集要項の確定（第6回委員会）
12月上旬	募集開始
1月中旬	募集締め切り
1月下旬	提案事業冊子作成、委員への送付、事前質問（案）の作成依頼
2月中旬	提案事業の確認及び事前質問の調整（第7回委員会）
2月下旬 ～3月上旬	提案団体での事前質問に対する回答の作成
3月下旬	委員への事前質問に対する回答の配布
	公開ヒアリング・プレゼンテーション（第8回委員会）
	評価会議（第9回委員会）

事前質問は、委員から質問案を募集し、事務局で取りまとめを行います。

公開ヒアリング・プレゼンテーションの直前もしくは当日の提供になる予定です。

3 茅ヶ崎市民活動サポートセンターについて

指定管理の状況

- 指定管理者：
NPO法人NPOサポートちがさき
- 指定管理期間：
令和3年～令和8年
- 指定管理料：
139,721,000円（総額）

（令和3年7月6日時点）

ちがさきサポセンは、
経験・知識・技を活かしたボランティアがしたい、
誰かの助けになりたい、これから何か始めたい、
誰もが自分らしく安心して暮らせる地域や社会に
なるように、茅ヶ崎をよくしたい人たちを応援し
ます。どんなに小さなご相談も一緒に考えます。

サポセンの5つの機能
(1) 場の提供
(2) 情報の収集・提供
(3) 相談・コーディネート
(4) 人材の育成・交流促進
(5) 連携・協働の推進

ちがさきサポセン
〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-2-7
※JR茅ヶ崎駅北口から徒歩10分
駐車場・駐輪場あり
TEL・FAX 0467-88-7546
MAIL s-center@pluto.plala.or.jp
開館時間 9:30～21:30
休館日 毎月第3水曜日・年末年始（12月28日～1月3日）

ちがさきサポセン 検索
茅ヶ崎サポセンホームページは
左記二次元バーコードからも
アクセスすることができます。

<https://sapocen.net/>
<https://www.fb.com/sapocen/>
@chigasapo

茅ヶ崎サポセン・GS
イオン茅ヶ崎中央店 中央公園
茅ヶ崎市役所 国道1号
JR茅ヶ崎駅

ちがさきサポセン
えびし商店

さばちゃん

年間346日
1日12時間オープンで
みなさんの活動を支えます！

指定管理者：認定特定非営利活動法人NPOサポートちがさき
（指定管理期間 2017年4月1日～2021年3月31日）
発行日：2018年7月

Chigasaki Support Center 茅ヶ崎市民活動サポートセンター
ちがさきサポセン

4 茅ヶ崎市市民活動等災害補償制度について

市民活動中の賠償責任事故・傷害事故に関する補償制度

報告の状況

- 令和元年度
賠償事故：0件
傷害事故：43件
- 令和2年度
賠償事故：0件
傷害事故：8件

(令和3年7月6日時点)



しみんかつどうどうさいがいほしょうせいど 市民活動等災害補償制度のご案内

市民活動等災害補償制度とは

市内では、自治会活動・社会福祉活動など、多くの方々によって市民活動が行われています。この制度は、活動中に起こってしまった予期せぬ事故によるケガ等について補償することで、市民の方々が安心して市民活動を行えるようにする制度です。

※「市民活動」とは営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。

事前に登録が必要だったり、保険料がかかったりするの？

事前登録はいらない。事故が起きてしまっても4ページの手続きで報告するという流れなの。市の予算で事前に契約しているものだから保険料も必要ないわ。

対象となる活動

次のいずれかに該当する活動が対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動、学校管理下での活動は除き、無報酬（交通費・弁当代等の実費相当分の受領は可）で行う活動に限ります。

① 市民団体等（市民団体及びその指導者又は個人）が自主的かつ計画的・継続的に行う、公益性のある活動^{※1}（地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動）

② 市主催事業（市及び市に準ずる公共的な団体が主催する事業で市長が定めるもの）への参加活動^{※1※2}

対象となる市民活動の例	
ア 地域社会活動	自治会活動、防犯活動、交通安全運動、市民まつり、PTA活動 等
イ 青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール活動 等
ウ 社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設支援活動（行事手伝い、清掃など）、ホームヘルプ 等
エ 社会教育活動	文化活動、スポーツ・レクリエーション活動 ^{※3} の運営・指導 等
オ その他これらに類する事業又は活動	特定非営利活動法人（NPO）等で、収益事業でない活動、無報酬の活動
カ 市主催事業	市主催の交通安全教室、講演会、総合体育大会 等

※1 活動者でなく、見物人や観覧者、応援者、施設への単なる入場者（市民まつりの来場者等）である場合は対象となりません。

※2 日常的に市民サービスとして行われていることは除きます。（市役所の通常の窓口業務等）

※3 スポーツ・レクリエーション活動については次の場合に限り、対象となります。

市または体育協会・地区体育振興会その他市長が定める公共的な団体が、当該団体の構成員に限定せずに参加対象を広く市民を対象として行う競技会・講演会等で参加者と指導者等が受領した場合は対象となる。

対象となる事故と補償内容

傷害事故補償		
市民活動中、予期せぬ突発的な要因でケガをした場合や、死亡してしまった場合に補償されます。平成28年5月より、熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下「熱中症等」）が補償の対象となりました。		
補償対象者		
次のいずれかに該当する方が補償対象となります。		
① 市内に拠点を置いて活動している市民団体等の構成員、指導者等		
② 市民団体の行う事業に、随時的・一時的に参加する者（事前に名簿等に登録した上で、事業に主体的に参加する者に限る。）		
③ 市主催事業において、参加者、高齢の参加者の付添人、および主催者が用意した保育室等で保育を受ける乳幼児（事前に名簿等に登録が必要）		
※ 来場者や観覧者は対象となりません。		
補償区分	補償金額（限度額）	補償内容
死亡補償金	500万円 （熱中症等 300万円）	事故日から180日以内に、その事故がもとで死亡したとき
後遺障害補償金	15万円～500万円 （熱中症等 最高 300万円）	事故日から180日以内に、その事故がもとで後遺障害が生じたとき
入院補償金	1日 3,000円	事故日から180日以内に、その事故がもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなったため入院し、医師の治療を受けたとき（入院日数は180日を限度）
手術補償金	手術内容に応じて定めた 賠率を入院補償金額日額に 乗じた額	入院補償金が支払われる場合に、その治療のため手術を受けたとき
通院補償金	1日 2,000円	事故日から180日以内に、その事故がもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなったため通院し、医師の治療を受けたとき（通院日数は90日を限度）

～対象となる具体例～

- ・PTAの活動で通学路の横断りをしている際に、予期せぬ急降物があり、手を負傷した。
- ・自治会のお祭りの準備中に、足を滑らせて転倒し、負傷した。

活動場所に行く途中でケガをした場合は対象になるの？

活動場所との行き帰りで起きた事故についても、補償対象内よ。ただし、一般的な通常の経路を外れて寄り道をしたりすると対象外になってしまうから、注意してね。

自転車に関係する事故は対象外なの？

自転車に関係する事故は、傷害事故（自分がケガをした事故）は補償対象になるわ。でも、賠償責任事故（他人にケガをさせた事故）は補償対象にならないの。この場合はご本人の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）での対応となるわ。

1

2

7